

仕 様 書

1 業務名 市立こども園職員等に対する便回収及び便培養検査業務

2 履行場所 堺市立共愛こども園外

3 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 便回収業務

(1) 業務内容

検便の回収及び検査所への運搬

(2) 対象者

- ・市立こども園職員
- ・子育て支援部職員
- ・学校薬剤師

(3) 回収場所及び回数

・市立こども園16か所及び幼保支援課（子育て支援部職員分）（別紙1のとおり）

年52回（毎月4回及び10月から翌年3月の間に4回）の内、予備日を含む。

・市立こども園16か所を担当する各学校薬剤師の薬局又は自宅

年6回（5月、8月、12月に各2回）の内、予備日を含む。

*検査（毎月2回の検査に限る）の間隔を10日以上あけること。

*検査所への持込みや郵送による提出にも対応すること。

(4) 回収方法

- ・受注者は各こども園及び幼保支援課の担当者（以下、「担当者」という。）と検便の回収日を調整後、検便回収計画日程表を提出し、日程表のとおり回収を行うこととする。ただし、検便回収計画日程表の提出後、担当者又は受注者が回収日を変更したい場合、回収日の3日前までに相手方へ連絡し、担当者受注者ともに承諾すれば回収日の変更を可能とする。
- ・回収時間は、午前10時から午後3時までとする。ただし、担当者受注者ともに承諾すればこの限りではない。
- ・学校薬剤師を対象とした検便の回収については、回収日・場所等を担当者及び検査対象者と協議のうえ回収すること。
- ・受注者は前月末までに、1か月の使用予定分に予備10個を加えた個数の担当者指定の検便容器（検体が常温で一週間程度保管が可能となる検便容器）を納品するものとする。また、ノロウイルス検査時は、担当者が指定する個数のノロウイルス検査用専用検便容器を納品するものとする。

(5) 回収・運搬時の注意点

- ・検便の回収は、迅速かつ確実に行うこと。
- ・各こども園及び幼保支援課における検便の回収は担当者の指定場所にて行うこと。
- ・回収車を各こども園内に乗り入れる場合は、園児の安全を十分確認すること。

- ・回収員及び運搬員は常に身分証明書を携行すること。

5 便培養検査業務

(1) 検査所

臨床検査技師等に関する法律第20条の3第1項に規定する登録がされている検査所において検査を行うものとする。なお、担当者による検査の立会にも対応すること。

(2) 検出方法

細菌検出のみで毒素検出を含まない。

(3) 対象検査

- ・3項目検査・・・病原菌（サルモネラ属菌・赤痢菌）及び腸管出血性大腸菌0157
- ・5項目検査・・・病原菌（サルモネラ属菌・赤痢菌）及び腸管出血性大腸菌0157、026、0111
- ・ノロウイルス検査・・・10月から翌年3月までの間に2回実施すること。

（陽性判明時の再検査を含む）

担当者が指定するとおり、3項目又は5項目若しくはノロウイルス検査を実施すること。

- ・病原菌菌種同定検査・・・病原菌（サルモネラ属菌・赤痢菌）が陽性の場合、菌種の特

(4) 検査方法

- ・病原菌（サルモネラ属菌・赤痢菌）・・・別紙2のとおり
- ・腸管出血性大腸菌0157・・・別紙3のとおり
- ・腸管出血性大腸菌026、0111・・・別紙4のとおり
- ・ノロウイルス・・・遺伝子型によらず、概ね便1g当たり 10^5 オーダーのノロウイルスを検出できる検査

6 検査結果

収集日から7日以内に検査結果報告書をパスワード設定した電子データで、各こども園及び幼保支援課に送付（報告）する。

検査結果が陽性であった場合は、速やかに幼保支援課に連絡し、病原菌菌種同定検査等を実施できるよう、幼保支援課の指示に従う。但し、幼保支援課が閉庁している場合は、各こども園の園長へ連絡すること。（土曜日、日曜日及び祝日は直近の開庁日に幼保支援課へ連絡すること。）

7 実施予定件数

- ・3項目検査・・・7,440件
- ・5項目検査・・・3,300件
- ・ノロウイルス検査・・・250件
- ・病原菌菌種同定検査・・・50件

8 入札参加除外者を再委託先等とすることの禁止

(1) 受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再委託先並びに受注者及び再委託先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「再委託先等」という。）としてはならない。

- (2) これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該再委託先等との再委託契約等の解除を求めることができる。

9 再委託契約等の締結について

受注者は、再委託先等との再委託契約等の締結にあたっては、契約締結時には本市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

10 誓約書の提出について

- (1) 受注者は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約書の作成を省略する契約の場合、もしくは受注者が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は本市の外郭団体である場合はこの限りでない。
- (2) 受注者は、再委託先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴して、本市へ提出しなければならない。
- (3) 受注者及び再委託先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

11 不当介入に対する措置

- (1) 受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに本市に報告するとともに、警察に届け出なければならない。
- (2) 受注者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告するとともに、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。
- (3) 本市は、受注者が本市に対し、(1) 及び (2) に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。
- (4) 本市は、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が (1) に定める報告及び届け出又は (2) に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。

12 その他

この仕様書に定めのない事項については、発注者及び受注者双方が協議して定める。

(別紙1)

施設名	住所	電話番号 市外局番(072)
共愛こども園	堺区協和町5-481-2	244-6780
錦西こども園	堺区七道西町12-29	233-0162
英彰こども園	堺区少林寺町西3-2-2	221-9465
東陶器こども園	中区陶器北2707	236-0460
宮園こども園	中区宮園町2-13	278-3100
登美丘東こども園	東区北野田179	236-2264
日置荘こども園	東区日置荘原寺町127	286-2884
新金岡こども園	北区新金岡町4-3-1	251-1506
東浅香山こども園	北区大豆塚町1-25-4	252-4700
上神谷こども園	南区片蔵92-4	297-0180
宮山台こども園	南区宮山台1-5-1	291-6100
若松台こども園	南区若松台1-3-2	297-1881
浜寺石津こども園	西区浜寺石津町中3-8-30	241-6531
津久野こども園	西区津久野町1-9-1	271-1940
美原にしこども園	美原区北余部26-2	363-4150
美原ひがしこども園	美原区さつき野東1-4-2	362-7225
幼保支援課	堺区南瓦町3番1号(堺市役所高層館8階)	228-0283

[サルモネラ属菌(チフス菌、パラチフスA菌を含む)・赤痢菌の検査]

業務期間 検査手順 内容

第1日目 検体(糞便)の搬入

培養

- ・ SS 寒天平板培地

- 35～37°C / 18～24時間

検体を分離寒天平板培地(1枚／1検体を用いる)に直接塗抹、画線培養して分離を試みる。

第2日目 コロニーの釣菌

- ・ TSI 培地
- ・ LIM 培地

疑わしいコロニーをできる限り多く釣菌し、左記の確認培地に移植する。

→ 35～37°C / 18～24時間

第3日目 「陰性」の場合は、結果を報告する。

疑わしい場合は、以下のように行う。

- ・ サルモネラ属菌(チフス菌、パラチフスA菌を含む)の場合

疑わしい菌株について、生化学的性状の確認及びサルモネラ診断用抗血清(O群、Vi)によるスライド凝集反応を行う。

↓

陽性が疑われる場合は速やかに幼保支援課に連絡し、H血清による同定を実施できるよう、幼保支援課の指示に従うこと。

- ・ 赤痢菌の場合

疑わしい菌株について、生化学的性状の確認及び赤痢菌診断用抗血清によるスライド凝集反応を行う。

↓

陽性が疑われる場合は速やかに幼保支援課に連絡し、赤痢菌の因子血清による同定を実施できるよう、幼保支援課の指示に従うこと。

[腸管出血性大腸菌O157の検査]

業務期間 検査手順 内容

第1日目 検体(糞便)の搬入

培養

- CT-SMAC 寒天平板培地

→ 35～37℃／18～24時間

検体を分離寒天平板培地(1枚／1検体を用いる)に直接塗抹、画線培養して分離を試みる。

第2日目 コロニーの釣菌

- CLIG 培地
- LIM 培地

→ 35～37℃／18～24時間

疑わしいコロニーをできる限り多く釣菌し、左記の確認培地に移植する。

第3日目 「陰性」の場合は、結果を報告する。

疑わしい場合は、以下のように行う。

疑わしい菌株について、生化学的性状の確認及びO157診断用抗血清によるスライド凝集反応を行う。

↓

陽性が疑われる場合は、速やかに幼保支援課に連絡し、病原因子確認検査を実施で
きるよう、幼保支援課の指示に従うこと。

[腸管出血性大腸菌 O26、O111 の検査]

業務期間 検査手順 内容

第1日目 検体(糞便)の搬入

培養

- ・ CT-RMAC 寒天平板培地 (O26 専用培地)
- ・ CT-SBMAC 寒天平板培地 (O111 専用培地)

→ 35～37℃／18～24時間

検体を分離寒天平板培地(1枚／1検体を用いる)に直接塗抹、画線培養して分離を試みる。

第2日目 コロニーの釣菌

- ・ TSI 培地
- ・ LIM 培地

→ 35～37℃／18～24時間

疑わしいコロニーをできる限り多く釣菌し、左記の確認培地に移植する。

第3日目 「陰性」の場合は、結果を報告する。

疑わしい場合は、以下のように行う。

疑わしい菌株について、生化学的性状の確認及び O26、O111 診断用抗血清によるスライド凝集反応を行う。



陽性が疑われる場合は、速やかに幼保支援課に連絡し、病原因子確認検査を実施で
きるよう、幼保支援課の指示に従うこと。